

制度名称	対象者	内容
(2) 重度身体障がい者(児)等日常生活用具の給付 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談支援センター	在宅で日常生活に支障のある重度障がい者や難病患者等の方に対して、日常生活を容易にするため、福祉用具等を給付します。 ・事前申請が必要です。(すでに購入されたものは対象外です) ・費用負担 ＊原則1割負担。ただし、生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は負担なし。 ＊負担上限月額 ・4,000円 ・24,000円(ストーマ用具・紙おむつの更新による6か月分) ※ 点字図書は元となる図書の額。 ・必要書類等 申請書、認め印、見積書、意見書、身障手帳・療育手帳又は精神保健福祉手帳、(市町村民税課税(非課税)証明書) ※ 購入種目・対象者によって必要書類が変わります。 ・給付申請手続の流れ 業者と相談(見積書発行) → 日常生活用具給付申請 → 障がい福祉室 → 給付券の交付 → 業者	※印の付いている用具は、原則介護保険制度の優先利用となります。 ※40歳以上65歳未満の方でも介護保険の対象となる場合があります。(P.74)

日常生活用具の種目					
種目 (耐用年数)	限度額 (円)	対象者	手帳	意見書	備考
介護・訓練 支援用具	※特殊寝台 (8年)	154,000	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方 難病患者で寝たきりの状態にある方	○	○ 学齢以上
	※特殊マット (5年)	19,600	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方 難病患者で寝たきりの状態にある方	○	○ 3歳以上 学齢未満
			知的障がいの程度がAと記載されている方	○	○ 3歳以上 65歳未満
	※体圧分散型 特殊マット (5年)	90,000	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級の方 難病患者で寝たきりの状態にある方	○	○ 学齢以上 65歳未満
			下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級の方	○	○ 学齢以上 18歳未満
	※特殊尿器 (5年)	67,000	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級の方 難病患者で自力で排尿できない方	○	○ 学齢以上
	入浴用担架 (5年)	82,400	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方	○	
	※移動用リフト (4年)	159,000	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方 難病患者で下肢機能又は体幹機能に障がいのある方	○	○ 3歳以上
※体位変換器 (5年)	15,000	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方 難病患者で寝たきりの状態にある方	○	○ 学齢以上	

日常生活用具の種目					
種目 (耐用年数)	限度額 (円)	対象者	手帳	意見書	備考
介護・訓練支援用具	訓練用椅子 (5年)	33,100	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方	○	3歳以上 18歳未満
	※訓練用ベッド (8年)	159,200	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方 難病患者で下肢機能又は体幹機能に障がいのある方	○	学齢以上
自立生活支援用具	※入浴補助用具 (8年)	90,000	下肢又は体幹に係る障がいのある方 難病患者で入浴に介助を要する方	○	3歳以上 入浴マットは介護保険制度の給付なし
	※便器 (8年)	9,850	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方 難病患者で常時介助を要する方	○	学齢以上
	歩行補助杖(T字状・棒状)(3年)	3,150	平衡機能、下肢又は体幹に係る障がいのある方	○	
	※移動・移乗支援用具(8年)	60,000	平衡機能、下肢又は体幹に係る障がいのある方 難病患者で下肢機能に障がいのある方	○	3歳以上
	頭部保護帽 (3年)	15,656	平衡機能、下肢又は体幹に係る障がいのある方 知的障がいの程度がAの方 精神障がいの程度が1級又は2級の方	○	
	特殊便器 (8年)	151,200	上肢に係る障がいの程度が1級又は2級の方 知的障がいの程度がAの方 難病患者で上肢機能に障がいのある方	○	学齢以上 ※体幹障がいには 上肢含まない
	火災警報器 (8年)	15,500	障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、次のいずれかに該当する方 身体又は精神障がいの程度が1級又は2級の方 知的障がいの程度がAの方	○	65歳未満
	自動消火器 (8年)	28,700	障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、次のいずれかに該当する方 身体又は精神障がいの程度が1級又は2級の方 知的障がいの程度がAの方 難病患者で、火災の発生を感知し、もしくは火災等から避難することが著しく困難な難病患者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方	○	65歳未満
	電磁調理器 (6年)	41,000	視覚に係る障がいの程度が1級又は2級の方 知的障がいの程度がAの方	○	18歳以上 65歳未満
	歩行時間延長信号機用 小型送信機(10年)	7,000	視覚に係る障がいの程度が1級又は2級の方	○	学齢以上
	視覚障がい者用音声ICタグレコーダー(6年)	59,800			
	聴覚障がい者用屋内信号装置(10年)	87,400	聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方で、聴覚に係る障がいの程度が2級の方	○	18歳以上
	サウンドマスター(10年)	36,100			
聴覚障がい者用目覚時計(10年)	15,300				

日常生活用具の種目					
種目 (耐用年数)	限度額 (円)	対象者	手帳	意見書	備考
聴覚障がい者用屋内信号灯(10年)	17,800	聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方で、聴覚に係る障がいの程度が2級の方	○		18歳以上
透析液加温器(5年)	51,500	じん臓に係る障がいの程度が1級又は3級の方	○		3歳以上
ネブライザー(5年)	36,000	呼吸器に係る障がいの程度が1級又は3級の方	○		
電気式たん吸引器(5年)	56,400	呼吸器に係る障がいの程度が1級、2級又は3級の方 難病患者で呼吸器機能に障がいのある方	○	○	
酸素ボンベ運搬車(10年)	17,000	医療保険の適用を受け在宅酸素療法を行う方	○		
在宅療養等支援助用具 動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)(5年)	157,500	呼吸器に係る障がいの程度が1級又は3級の方 難病患者で呼吸器機能に障がいのある方	○	○	
自家発電機・外部バッテリー(5年)	100,000	ネブライザー、電気式たん吸引器又は動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)を必要とし、次のいずれかに該当する方 呼吸器に係る障がいの程度が1級または3級 体幹、そしゃく、発声又は発語に係る障がいの程度が1級、2級又は3級 難病患者で呼吸器に障がいがある 医療保険の適用を受け、在宅酸素療法又は人工呼吸療法を行っている 心臓機能障がいがあり、補助人工心臓を使用している	○	○	電気式たん吸引器等の器具と同時に申請される場合又は給付を受けた器具を使用する場合、意見書を省略することができません。
視覚障がい者用体温計(5年)	9,000	視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、視覚に係る障がいの程度が1級又は2級の方	○		学齢以上
視覚障がい者用体重計(5年)	18,000				18歳以上
視覚障がい者用音声血圧計(5年)	16,800				
情報・意思疎通支援助用具 携帯用会話補助装置(5年)	98,800	音声又は言語機能に係る障がいのある方 肢体不自由であって、発声又は発語に著しい障がいのある方	○	○	学齢以上
情報通信支援助用具 情報通信支援助用具(6年)	100,000	上肢又は視覚に係る障がいの程度が1級又は2級の方	○		
点字器 ・標準型(7年) ・携帯用(5年)	標準型 10,712 携帯用 7,416	視覚に係る障がいのある方	○		
点字ディスプレイ(6年)	383,500	視覚に係る障がいの程度が1級又は2級の方	○		学齢以上

日常生活用具の種目						
種目 (耐用年数)	限度額 (円)	対象者	手帳	意見書	備考	
情報・意思疎通支援用具	点字タイプライター (5年)	63,100	視覚に係る障がいの程度が1級又は2級の方	○	学齢以上	
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー (6年)	録音・再生 89,800 再生 36,750				
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置 (6年)	115,000				
	視覚障がい者用時計 (10年)	触読式 10,300 音声式 13,300				
	地デジ対応ラジオ (6年)	29,000				
	視覚障がい者用読書器 (8年)	198,000	視覚に係る障がいがあり、本機器により文字等を読むことができる方	○		学齢以上
	ファックス (5年)	35,000	聴覚に係る障がい又は音声もしくは言語機能に障がいのある方	○		学齢以上
	視覚・聴覚障がい者用ファックス (5年)	60,000	聴覚に係る障がい又は音声もしくは言語機能に障がいがあり、次のいずれかに該当する方 視覚に係る障がいがある 難病により視覚に係る障がいがある 小児慢性特定疾病等により視覚に係る障がいがある	○ ○ ○	○ ○ ○	・学齢以上 ・小児慢性特定疾病のほか、特定疾患に罹患している方
	聴覚障がい者用情報受信装置 (6年)	88,900	聴覚に係る障がいのある方	○		
	人工喉頭 ・ 笛式 (4年) ・ 電動式 (5年)	笛式 5,150 電動式 72,203	喉頭を摘出された方	○		
点字図書	購入に要する費用の見積額相当額	視覚に係る障がいのある方	○		1年度あたり6タイトルかつ24巻を限度とする	
排泄管理支援用具	ストーマ装具	1か月消化器系 8,858 尿路系 11,639	ストーマ (永久) を造設されている方	○		

日常生活用具の種目					
種目 (耐用年数)	限度額 (円)	対象者	手帳	意見書	備考
排泄管理 支援用具	紙おむつ (サラシ・ガーゼ等 衛生用品) 1か月 12,000	高度の排尿、排便機能障がいのある方	○	○ (初回)	3歳以上
		脳原性運動機能障がい(発生時期が3歳未満) かつ脳性麻痺等により意思表示困難な方	○		
収尿器 (1年)	男 7,931 女 8,755	高度の排尿機能障がいのある方	○		
住宅改修費	※居室生活動作 補助用具 200,000	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級、2級又は3級の方。ただし、特殊便器への取替えの場合は、上肢に係る障がいの程度が1級又は2級の方。	○	○	給付は1回限り ・手すり ・床段差解消 ・滑り防止、移動の円滑化のため床、通路面の改修 ・引き戸、折れ戸など ・和便器から洋便器への取替え
		脳原性の運動機能障がい(移動機能障がいに限る)の程度が1級、2級又は3級の方	○		
		難病患者で下肢に障がいのある方	○		
緊急通報装置	89,250	独居世帯又はこれに準ずる世帯に属し、身障手帳の障がいの程度が1級又は2級の方	○		65歳未満
<b>摘要</b> 1 「脳原性運動機能障がい」の場合は、表中の「上肢」、「下肢」又は「体幹機能障がい」に準じます。 2 情報通信支援用具とは、障がい者向けのパーソナルコンピュータやタブレット端末等周辺機器、アプリケーションソフトをいいます。 3 難病患者の範囲は、別表3障害者総合支援法の対象疾病一覧を参照してください。					